

定 款

公益社団法人 彦根観光協会

# 公益社団法人 彦根観光協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人彦根観光協会(以下「協会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 協会は、彦根市及びその周辺地域における観光並びに物産資源の開発、観光並びに物産施設の整備及び観光客の誘致の促進により、観光並びに物産事業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光並びに物産振興事業の調査研究と資料の収集・作成及び提供
- (2) 観光及び物産振興事業の誘致宣伝
- (3) 観光・物産資源の開発及び保全
- (4) 観光・物産施設の計画及び整備
- (5) 観光ルートの開発及び設定
- (6) 観光客誘客事業の開催
- (7) 来訪者の誘致及び受入態勢の整備
- (8) 観光・物産の接遇改善及び向上
- (9) 特産品の市場開拓、販路拡大及び展示販売
- (10) 物産展示ケースでの物産展示事業
- (11) 手荷物預り及び酒類の販売
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) 損害保険代理店業
- (14) 航空運送取扱業
- (15) 第12号、第13号及び第14号に付帯する一切の業務
- (16) 観光・物産事業団体並びに諸機関との連絡協調
- (17) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (協会の構成員)

第5条 協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 協会の目的に賛同して入会した地方公共団体又は観光・物産・商業関連団体
- (3) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 観光・物産事業に功績があった者若しくは学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員、特別会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において別定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会において承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として協会に対してその権利を行使する者(以下「指定代理者」という。) 1名を定め、理事会に届け出なければならない。

3 指定代理者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

4 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員になるものとする。

#### (経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費及び部会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

ただし、名誉会員及び総会の決議で別に定める正会員又は特別会員並びに役員は会費及び部会費の納入を要しない。

#### (任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### **(会員資格の喪失)**

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費及び部会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### **(抛出金品の不返還)**

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## **第4章 総 会**

### **(構 成)**

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### **(権 限)**

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費等の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### **(開 催)**

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

### **(招 集)**

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### **(議 長)**

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長がこれに当たる。

### **(議決権)**

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### **(決議)**

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

### **(議事録)**

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の内1名は、前項の議事録に記名押印する。

## **第5章 役員**

### **(役員設置)**

第20条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の3名以内を副会長とし、会長及び副会長以外の1名を専務理事とし、これらの者以外の3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### **(役員選任)**

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### **(理事の職務及び権限)**

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ

め理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

5 理事は、定時総会に出席して協会の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### **(役員任期)**

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(役員解任)**

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### **(役員報酬等)**

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### **(役員責任の免除)**

第27条 協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第28条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

### (招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序より、副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序より、副会長がこれに当たる。

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第22条第6項に規定する報告については適用しない。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

### (事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日まで

に、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### **(事業報告及び決算)**

第36条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

#### **(公益目的取得財産残額の算定)**

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### **第8章 事務局**

第38条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。



## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解 散)

第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第42条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

第43条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 委 任

第44条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、上田健吉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。